

税務上の取扱い等に係る産業再生機構に関する Q&A

(税務上の取り扱い関連)

追加 Q1 - 1 . 機構が関与して債権放棄が行われた場合の税務処理はどのように考えるのですか。

A .

機構が関与して策定された再生計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについては、別添の国税庁からの文書回答のとおりであり、

事業再生計画により金融機関等が債権放棄を行った場合には、原則として、法人税基本通達 9 - 4 - 2 に定める合理的な再建計画に基づく債権放棄に該当し、当該債権放棄による損失は税務上損金算入され、また、

事業再生計画により債務免除を受けた場合には、原則として、法人税基本通達 12 - 3 - 1(3) に該当し、債務免除益の範囲内での過去の欠損金の損金算入が認められることになります。

追加 Q1 - 2 . 機構に債権を譲渡した場合の価格は税務上どのように取り扱われるのですか。

A .

機構が金融機関等から債権を買い取る際の価格については、以下の理由から課税上の問題は生じないものと考えられます。

譲渡者たる金融機関等は、債権者として少しでも多くの債権回収を図る立場から価格を提示し、また、機構は、再生計画における事業の収益見込を前提に、事業価値や債権の回収可能性等を考慮し、提示された価格の妥当性を判断した上で買取決定を行うなど、機構の買取価格は、機構法で定める手続き上、利害の対立する第三者間で交渉の上決定されるものであること。

機構の買取決定は、債務者毎に行われることから、バルクセール等に比べて価格決定の透明性が高いこと。

機構が譲渡者たる金融機関等との交渉の基礎とする価格の算定方法は、事業再生計画によるキャッシュ・フローを前提に、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定することとしており、平成 10 年 12 月 4 日付国税庁法令解釈通達「適正評価手続に基づいて算定される債権及び不良債権担保不動産の価額の

税務上の取扱いについて」に係る、平成 10 年 10 月 28 日付公認会計士協会報告書「流動化目的」の債権の適正評価について」に基づいて算定された債権の価格に収斂することになると考えられること。

追加 Q1 - 3. 産業再生機構の支援を受けると、資産の評価損を税務上の損金として計上できるのですか。

A.

- (1) 改正産業活力再生特別措置法（以下「改正産業再生法」という。）において債権放棄を含む計画の認定を受けた企業は、資産の評価損を税務上の損金として計上できます。他方、機構の支援基準と改正産業再生法の認定基準は数値基準を基本的に共有していることから、機構の支援を受ける企業は、改正産業再生法の認定も受けることができる可能性が高いと考えられます。
- (2) したがって、機構の支援企業については、改正産業再生法の申請・認定が前提とはなりますが、資産の評価損を税務上の損金として計上できることとなります。
- (3) なお、本件および改正産業再生法の詳細は、経済産業省のホームページ「産業活力再生特別措置法の概要及び認定実績について」(http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/index.html)に掲載されています。また、改正産業再生法については、経済産業省経済産業政策局産業再生課（03-3501-1560）にお問い合わせください。

（店頭登録基準関連）

追加 Q 2 - 1 . 店頭市場においては、東証の上場基準のような見直しは行われないのですか。

A .

- (1) 機構の関与事案について、日本証券業協会では、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに登録取消しとならないよう登録取消基準における債務超過基準に特例を設けるなど、所要の規則改正を行っております。
- (2) 具体的には、東京証券取引所の上場廃止基準と同様、登録取消しについては、通常、2 期連続債務超過で登録取消しすることとしていますが、機構関与案件の場合には、1 年以内に債務超過解消を計画していれば、3 期

連続で登録取消しとの扱いとなります。

(注) なお、東京証券取引所と異なり、店頭市場の場合、再登録のためにはもともと過去 2、3 年間の利益実績を必要とはせず、直前事業年度の利益が生じていることを利益基準としているため、東京証券取引所のような利益基準の見直しは行われません。

(その他)

追加 Q 3 - 1 . 私的整理のガイドラインや民事再生法、会社更生法といった法的手続との関係はどうなるのですか。

A .

- (1) 機構の手続も、私的整理のガイドラインや法的手続のいずれも事業再生のための仕組みです。
- (2) 機構の仕組みは、民間ベースでの利害関係者同士の調整に委ねられる私的整理のガイドラインの手続と比べて、中立的な調整者として調整するため、スピーディーな調整が可能です。また、私的整理のガイドラインは 3 年以内の実質債務超過の解消を目的とするのに対し、機構は 3 年以内の再生計画の終了時点で機構以外からの資金調達が可能となる蓋然性が高いことを目的としています。
- (3) また、法的手続と比較して、金融機関の債権のみを対象として一般の商事取引には影響を及ぼさず、事業の再生の可能性を高くすることができ、より、スピーディーに対応できるため、事業価値の毀損する可能性も低くなります。
- (4) このように、機構の仕組みは、私的整理のガイドラインや法的手続のいずれにもないメリットがあります。

追加 Q 3 - 2 . 第三セクター向けの債権も買い取り対象となるのですか。

A .

- (1) 機構が債権を買い取る相手方である「金融機関等」には、地方公共団体も含まれます。これは、地方公共団体も直接中小企業向け融資をしているような場合があり、中小企業の再生の際に地方公共団体が債権者である場合にも債権の買取の申込みや再生計画への同意を求める必要があるた

めです。

- (2) 地方公共団体が金融機関等に含まれる結果、地方公共団体がいわゆる第三セクターに融資している場合にも、買取対象から制度上排除されるわけではありません。
- (3) とはいえ、機構は民業の補完を図るものであり、第三セクターについては、基本的には出資等をしている公的部門が責任を持って対応すべきものと考えております。
- (4) ただ、第三セクターであっても、市場原理に基づき、純粋な民間企業と同様に自立した事業として再生可能な案件であって、事業体とメインバンク等が連名で申請してきた場合には、買い取ることもあります。